

第 73 回人口・社会統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 28 年 10 月 20 日（木）14:00～15:50
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
(部 会 長) 白波瀬 佐和子
(委 員) 永瀬 伸子
(専 門 委 員) 川口 大司、山本 勲
(審議協力者) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府
(調査実施者) 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：長藤室長ほか
(事 務 局) 総務省：横山大臣官房審議官
総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「就業構造基本調査の変更について」

5 概 要

就業構造基本調査の変更に係る統計委員会への諮問の概要について、総務省政策統括官付統計審査官室から説明が行われた後、「報告を求める事項の変更」、「報告を求める者の変更」、「報告を求めるために用いる方法の変更」及び「集計事項の変更」について審議が行われ、一部の事項については総務省統計局において再度整理し、その結果を次回部会において報告の上、改めて審議することとされた。

主な意見は以下のとおり。

(1) 報告を求める事項の変更

ア 現在の雇用形態に就いている理由の新設

- ・ (所得を一定範囲内に抑えるための就業時間の調整について、新規で調査事項を設けるとする統計局の修正案に対し) 就業調整の有無を把握する調査事項を設けることには賛成である。なお、時間単位だけでなく、年末に日数単位で調整する場合もあることから、調査票の設問文に「就業時間を調整」だけでなく「日数」についても入れられないか。また、配偶者の扶養等の範囲での就業を希望する者による調整だけでなく、高齢者が年金を受給するための調整についても把握できるとよい。
→ 調査票の設問文については、調査票のスペースの都合も勘案しつつ、記入要領で明示することも含めて検討したい。本調査事項の回答対象となる就業調整のケースについては、記入要領に記載したい。
- ・ 不本意非正規について把握できることだけでなく、本意非正規の理由も把握できるようになるため、長時間労働を前提とした正規雇用よりは非正規雇用の方がいいという後ろ向きな理由での本意非正規の実態やその変化をも分かるようになり、「働き方改革」との関係でも有用である。

イ 前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間の新設

- ・ 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）の改正により、有期労働契約の契約期間を通算した期間が 5 年を超える労働者については、労働者からの申込みにより無期雇用契約に転換できる仕組みができています。同じ仕事の中で有期雇用契約から無期雇用契約への変更状

況を把握できるような調査事項の設定について、次回調査（平成 34 年の調査）に向けて検討していただきたい。

- 御指摘のような契約の転換が実際に現れてくるのは数年後と見込まれることから、次回調査でどのように捉えられるか、検討することとしたい。
- ・ 昭和 63 年以降に前職を辞めた者に対して回答を求めていることから、雇用期間の定めの有無自体が「わからない」や、定めはあったものの「期間がわからない」に回答が集中する可能性があるが、数十年前には雇用契約期間が明示されていなかった実態があるため、これらの回答が多く選択されることも、実態を表す結果として意義がある。

ウ 育児・介護の実施頻度の追加等

- ・ 介護と育児負担をはかる指標を詳細にすることは、少子高齢社会の中での重要情報として賛成だが、介護と育児が同じ選択肢でよいか。高齢者は自立レベルも異なり別居も多く、日数単位での頻度を把握することは一定の介護尺度を提供すると思う。他方、未就学児の育児は、世帯内ではほぼ毎日行われており、日数単位での頻度把握よりも、1日当たりの時間頻度を把握することが重要な情報を提供する可能性が高いのではないか。これよりも原案がベストかどうかは、他の統計結果を参照し、慎重に検討を要するのではないか。
- ・ 育児と家事は明確に線引きできるものではなく、社会生活基本調査（総務省が所管する基幹統計調査）とは異なり、本調査において、育児に係る時間を正確に把握することは難しいため、育児の頻度を日数で把握することはやむを得ない面もあると思われる。
 - ふだんの生活においては、複数の行動を同時に行っていることが多いため、育児の時間を本調査において正確に把握することはできないのではないか。
- ・ 就業状況については1週間の時間を把握しているので、育児の頻度についても、現行案の「週に〇回」という把握方法を残しつつ、1日当たりの育児時間についても把握することで、調査結果の分析がしやすくなるのではないか。
 - 調査票のスペースの都合上、新たな調査事項の追加は難しい。育児については、時間を直接聞くのは困難であること、介護の頻度と同様、日数でも所期の目的を達成できるとの考えから日数で把握することとしたところである。なお、育児時間を階級値で把握することも考えられるが、それでも、ある程度回答に揺らぎが生じる可能性がある。
- ・ 選択肢については、頻度の高い順から並べることについてはどうか。
 - 本調査票全体として、選択肢については昇順で並べているため、報告者の回答のしやすさを考慮し、この調査事項の選択肢についても昇順（頻度の低い順）とさせていただきたい。
- ・ 「育児」の対象を未就学児に限定しているが、適当か。海外の調査では小学生までを育児の対象としている場合もあり、また、「育児」の対象を拡大することで、子供が就学しからの父親の育児への関与の実態なども把握することができるのではないか。
 - 育児休業等の選択肢については、対象を未就学児に限定していることを前提に設定している。ご指摘の「育児」の対象拡大については、拡大した場合の影響を整理した上で、次回の部会で報告することとしたい。
- ・ 貴重な情報となる調査項目であり、調査事項の変更は慎重に検討してほしい。他の統計調査との整合性や、今までの調査の継続性を確保する観点からも検討する必要がある。
 - 育児について、他の統計調査の取扱いを整理した上で、次回部会で報告いただきたい。

エ 育児休業、介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加

- ・ 介護休業の制度の利用状況については、前回調査（平成 24 年調査）の結果によると「その他」の出現率が 52%となっているが、他の統計調査から「その他」に何が含まれているかを確認することはできないか。
→ 「その他」として回答されているものにはどのようなものが含まれていると考えられるか、他の統計調査も参照した上で、次回部会で報告していただきたい。
- ・ 「その他」には、選択肢以外の法に基づく「制度」だけでなく、企業等における「慣行」も含まれるものと、報告者が認識してしまう可能性があり、統計調査として「制度」のみが回答対象となるのか、「慣行」も含めるのかという点は、調査票や記入要領で明示すべきである。

（２）報告を求める者の変更

- ・ 近年の 15 歳以上の世帯員の減少を踏まえ、調査区数を増やすこととしているが、この取扱いは、世帯員が減少している地域について調査区数を増やすということか。それとも、全国一律で同じ割合で増やすのか。
→ 地域ごとの状況を考慮して、調査区数を増加している。

（３）報告を求めるために用いる方法の変更

- ・ オンライン調査の導入により、従前であれば回答を得にくかった者から回答が得られるようになったといったメリットはあったか。また、それらの者が回答することとなったことにより、調査結果に変動を及ぼす影響は生じていないか。
→ 単身世帯などからの回答を得やすくなったものと考えられる。また、前回調査のオンライン回答率は 4.2%であったことから、調査結果全体に及ぼすような影響はほぼないものと考えている。
→ 前回調査でオンライン回答を行った者の属性の分布状況を整理した上で、次回部会で報告いただきたい。

（４）集計事項の変更

- ・ 育児の頻度については、親の教育の状況も加えたクロス集計を行うことが有用ではないか。

6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 11 月 29 日（火）16 時半から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。